

平成18年6月29日（木）

於・三番町共用会議所大会議室

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会速記録

農林水産省

目 次

1、開 会	1
1、総合食料局長あいさつ	2
1、新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証について	3
1、その他	32
・コメ価格センターの取引ルールの見直しについて	
・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正について	
1、閉 会	34

開 会

○吉井需給調整対策室長 時間が若干早いのですが、全員おそろいでございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましてはお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、大蔵委員、吉水委員が所用により御欠席とのことでございます。結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいております。審議会令第9条の規定によりまして本部会は成立しております。

ここで、事務局から新たに御就任された臨時委員を御紹介させていただきます。前回の部会終了後に山田臨時委員から退任の申し出がございました。これに伴いまして、今回新たに1名の方が御就任されております。全国農業協同組合中央会基本農政対策部長の富士重夫委員でございます。

○富士委員 全中の富士と申します。よろしくお願いいたします。

○吉井需給調整対策室長 富士委員、よろしくお願いいたします。

それから、今日は相当蒸し暑くなっております。上着の方はお取りいただければと思います。それから、マイクの使い方ですが、お手元に使用方法がございますけれども、緑のボタンを押していただいて、御発言終了後はもう一度緑のボタンを押していただいて電源をお切りいただければと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては八木部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○八木部会長 委員の皆様にはお暑い中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は「新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証」について御議論いただき、その後、「コメ価格センターの取引ルールの見直しについて」及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の一部改正についての報告をいただくことにしてお

ります。

なお、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することとなっております。また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総合食料局長あいさつ

○八木部会長 それでは、まず開会に際しまして岡島総合食料局長からごあいさつをお願いいたします。

○岡島総合食料局長 それでは、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては御多忙のところ、お集まりいただきましたこと、まことにありがとうございます。

本日の議題につきましては、ただいま八木部会長からお話があったとおりでございますけれども、まず、米政策改革に関しては、御案内のとおり、昨年秋に決定いたしました経営所得安定対策等大綱の中で、19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行を目指すこと、及びその大枠に関しては決定しているところでございます。その移行に向けた条件整備などの状況につきましては、本年2月以降、当部会あるいは検証検討会において御議論いただいているところでございます。客観性・透明性の高い数量配分、農業者への情報提供、協議会の調整機能、生産調整の参加者・非参加者の状況、国・地方公共団体の役割などの主要論点に基づく検証作業を進めてきております。本日は、各論点につきまして関連指標等に基づく「検証結果の整理（案）」を整理いたしましたので、検証検討会の議論の状況とあわせて御報告し、これらについての御議論をお願いしたいと考えております。

それから、コメ価格センターの取引ルールの見直しにつきましては、委員の皆様には、3月の当部会におきまして「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」での取りまとめ及び方向をお示しいたしました。その後、コメ価格センターにおいてそのルールの詳細を決定いたしましたので、要点を報告させていただきます。

3点目の麦政策につきましては、昨年取りまとめいただきました「今後の麦政策のあり方」を踏まえた主要食糧法の一部改正法案が他の農政改革法案とともに、さきの通常国会において成立いたしました。後ほど簡単に御報告させていただきますが、この間、麦政策

の見直しに御尽力いただきました委員の皆様に改めて感謝申し上げます。

委員各位におかれましては、本日も忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば幸いです。

以上、簡単ではございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○八木部会長 ありがとうございます。

新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証について

○八木部会長 それでは、議事に移らせていただきます。

本日の具体的な進め方についてでございますが、まず新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証について事務局から資料の説明をしていただき、委員の皆様と質疑応答、意見交換を行いたいと思います。その後、コメ価格センターの取引ルールの見直しについて、及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正についての報告を受けたいと思います。

以上が本日の予定であります。限られた時間内で効率よく議事を進められるよう、委員の皆様並びに事務局におかれましては円滑な進行に御協力をいただき、全体として15時30分までには終了させていただきたいと思います。このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

[「はい」の声あり]

○八木部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

では、早速、新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証についての議論に入りたいと思います。

新たな需給調整システムへの移行の検証については、5月30日に第3回検証検討会、6月26日に第4回検証検討会が開催されております。これに関する資料について事務局の説明を受け、その後に座長である生源寺委員から当日の議論の概要について御発言をお願いしたいと思います。

それでは、事務局の方から資料についての説明をお願いいたします。

○高橋計画課長 それでは、お手元にお配りした資料に即して御説明をさせていただきます。

お手元の資料は、上から横長の資料が資料1 - 1、1 - 2、そして資料2 - 1という厚いもの、資料2 - 2というやや薄いもの、4つあるかと思います。基本的には上の2つを説明させていただきますが、最初に参考資料1という1枚紙をごらんいただければと思います。

これまでの検証検討会の経緯でございますけれども、2月に立ち上げまして、その都度、2月、3月と食糧部会をやってまいりました。5月30日と6月26日に検証検討会を行いまして、本日はこの2回分の議論の状況の報告と、あわせて御議論いただきたいと思っております。

この後の進め方ですけれども、次回検証検討会が7月31日の午前中、午後に食糧部会を予定しております。本日御議論いただきました後に、19年度以降の政府としての対策について関係方面と調整をしたいと思っております。その結果も7月31日に御報告をしまして、それを含めて取りまとめをお願いしたい。そういう予定を考えております。

なお、6月26日の検証検討会において「検証結果の整理（案）」について議論していただいたわけですが、その議論の整理については後ほど座長である生源寺先生から御報告をいただく予定にしております。

では、お手元の資料1 - 1、「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会における論点についての検証結果の整理（案）」について説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、一番左に移行に当たっての検証の論点として、論点①から論点⑦まで整理しております。真ん中の部分はその論点ごとの評価、そして備考の欄に主要なデータをつけております。

論点①から御説明させていただきますけれども、基本的に3月の食糧部会の情勢分析の資料の中に盛り込んできたような内容を踏まえて整理をしております。論点①は、配分が客観性・透明性の高い方法でできてきているか、そして今後そういうことでやっていくことが可能かということでございます。

真ん中の部分ですが、国からの配分は需要実績を基礎とする客観性・透明性のある算定手法を16、17、18年産と着実に積み上げてきたと思っております。それから、都道府県段階でも客観性・透明性のある設定手法が拡大してきておりますし、市町村段階でも担い手への重点化、また需要先との結びつきの反映等による創意工夫を生かした配分が進んでおります。また、農業者段階への生産目標数量の配分については、既にJAが何らかの形で関与しており、市町村単独でやっているケースは極めて少なくなっております。

右の備考を見ていただきますと、国から都道府県別の配分における需要見通しのウエイトは、この食糧部会でも御議論いただいたように、5割、6割、9割と伸ばしてまいりまして、次のステップである10割が見える状況になっております。

それから、47の都道府県のうち42の道府県で需要に応じた米づくりや担い手の育成に配慮した配分を行っております。市町村段階では約25%の協議会で担い手への重点化などの工夫をしております。そういう意味で、市町村段階で一律的な配分が多いという点は残っております。なお、行政ルートのみによる配分は全体の5%にまで減っております。

次に、論点②、農業者への情報提供が適切に行われているかという点につきましては、全国段階については食糧部会でも御審議いただいている基本指針を使う、あるいは米穀機構を中心にネットのホームページなども使った情報提供をしております。また、JA段階でも広報誌等を使った情報伝達は進んできている。

備考をごらんいただきますと、これはJAからの聞き取りですが、何らかの形で農業者に対して情報を伝達しているという比率は、17～18年の1年間でかなり増えてきている。ただ、その中身についてはまだまだ改善の余地があるかと思えます。

論点③ですが、協議会が調整機関として機能していくことが可能か。要するに市町村ごとの協議会にJAや市町村、担い手農家が入って、そこで地域としての方針を決めていくということです。

真ん中の部分ですが、特に大規模農業者からのアンケートでも、地域協議会の場に参画して方針の決定過程に参加したいという意向が非常に強く出ております。そういう意味では、地域協議会がJAなど生産調整方針作成者の主体的な需給調整を適切に支援していくためには、さらに地域協議会における運営の透明性の向上、例えば会議を公開するといったことで透明性のある議論をしていただく。あるいは合意形成の際の担い手の意向の反映を図っていくために、まず大規模農業者や地域の担い手も協議会のメンバーとして参画してもらおうといったことが必要ではないかと考えております。

備考の欄ですが、全国稲作経営者会議のアンケートによれば、約9割の大規模農業者が地域協議会等の議論への参画を希望している。現時点では個々に生産調整方針をつくっている大規模農業者が131名ですが、そのうち地域協議会に参加しているのは約3分の1という状況でございます。

論点④ですが、生産調整方針作成者を中核として需要に応じた生産をきちんとできるか。検証検討会の議論は、生産調整非参加者がどういう状況になっていて、それを参加の

方に関わり取り込めるかといった視点での議論です。

真ん中の部分ですが、3月の食糧部会にもお示ししましたが、分析データとして生産調整非参加者の相当部分は1ha前後の小規模層になっております。こういう農家については、今後稲作についても構造改革を進める中で、担い手への貸付や集落営農への参加、あるいは高付加価値型農業への移行を促進して、そういう形が成り立てば生産調整への取り組みをさらに促すことができるだろう。

一方、大規模農業者については、現在の認定農業者への誘導とか地域協議会への参画を図って、さらに生産調整に参画してもらおうという指導を進めております。真ん中の一番下のポツですが、そういう活動として、18年産においても担い手の育成・確保、要するに担い手のための支援策を講ずるためには生産調整をきちんとやっていただく必要がある。また、地域水田農業ビジョンの中で産地づくり交付金を担い手にも配慮して使うとか、あるいは先ほど来申し上げているように地域協議会に大規模農家も入っていただいて意見を反映していく。そういうことで大規模農家の生産調整の取り組みを拡大していこうという考えでございます。

備考のところは、3月に資料でお示ししたことのおさらいになりますが、現在生産調整の配分を受けている農業者338万人のうち、参加者が約88%、非参加者が12%、人数ではそういう比率になっています。

この42万人の規模別内訳を推計したもの、これも3月にお示ししたデータですが、数字をごらんいただくと、人数のシェアでは0～1haが84%、数量ベースで見ても小規模層のウエイトが高い。つまり、全体の水田農業の構造とほぼパラレルになっていまして、大規模層で特に非参加者のウエイトが多いということではありません。

また、地域別に見ても、集荷円滑化対策という豊作による過剰米の区分保管対策に参加していない農業者のうち、5ha以上層が2割を超えているのは東北と北陸のみでして、その他の地域では小規模層のウエイトが圧倒的に高いという状況になっております。

なお、一番下のところですが、17年産において生産調整の取り組みが十分行われていないことから、全国の需要を上回って生産された分は17万トンでございます。これは昨年の秋以来御説明している数字であります。

3ページにまいりまして、論点⑤、需要に応じた多様な農業生産が促進され得るか。ちょっと大雑把な論点設定ですけれども、これと論点⑥の水田農業の構造改革は推進され得るかということについては、真ん中にありますように16年度から地域で水田農業ビジョン

をつくっていただいております、その実現という形で取り組んでいただいております。

備考の一番上ですが、そのビジョンは全国で2227の地域、おおむね各市町村単位で取り組んできております。2つ目のポツですが、自己評価を見ますと、「顕著な達成」、「かなり達成」から「達成」まで入れて半分程度、「概ね達成」まで入れるとかなりのウエイトになりますが、なお改善の余地は多々あると考えております。

そういった意味で、ビジョンの見直しに当たって集落や農業者の意向確認を行った協議会は半分程度ということで、この辺の地元・現場への浸透に関してはさらに改善の余地があるかと思っております。

さらにその下ですが、担い手の育成という意味では、ビジョンに位置づけられた担い手数が27万弱ありまして、そのうち認定農業者になっているものが約11万でありますので、それ以外の方を認定農業者に取り込んでいく活動が必要と考えております。

ちなみに、最後のポツですが、17年4月から18年3月までの間に認定農業者については1万8728件の新規増加がありまして、この結果、18年3月時点では認定農業者は20万強まで増えております。

最後に、論点⑦、国、地方公共団体の役割はどうなるのか。真ん中に3点書いてございます。まず、19年産から新たな需給調整システムへの移行を目指しておりますが、このもとのシステムのあり方の大枠は、去年の秋の大綱で決定し、この部会にも御説明させていただいたところです。

その内容をおさらい的に備考のところで申し上げますと、国は都道府県別生産目標数量の配分にかえて需要量を情報提供する。ただ、これは具体的な数値として示しますので、重みのある情報だと思っております。また、国は、JA等が作成する生産調整方針への助言・認定に加えて、構造政策・生産政策を含めた総合的な支援を講じていく。この具体的な内容は、最初に申し上げたように、7月に関係方面と調整した上で、次回の食糧部会ではできる限り御説明したいと思っております。

都道府県は、市町村別の具体的な需要量の情報提供と地域のビジョン実現に向けた取り組み、要するに都道府県ごとの地域農政として支援をしていただく。

市町村は、JAとか個々に生産調整方針をつくっている農家ごとの需要の情報を提供すると同時に、一番最後に書いてありますように、地域協議会の構成員として、地域としての生産調整のあり方の方針策定に参画する。そこは非常に重要な役割だと思っております。

真ん中の欄に戻っていただきまして、二つ目の国の支援措置ですが、先ほど来申し上げているように、19年度以降の支援措置の大枠は去年の秋に決定しております。予算額等の詳細をこの夏まで決めることになっておりますので、7月に関係方面とできる限り調整をしたいと思っております。

最後に、システムへの移行に当たって明確化しておくべき事項として、地方公共団体なり生産現場から、この夏の段階で準備を進めるためにも、ある程度具体的にしておいてほしい点の要請があります。具体的には、下から3行あたりですが、都道府県別の需要量の算定に当たって国が使う需要見通しのウエイト、既に18年産では9割まで来ているわけですが、これを10割にしたいと思っております。また、過去の需要実績のとり方——18年産は6中4をしたわけですが、それをどうするか。あるいは、各年の都道府県ごとの需要見通しを超えた生産量を都道府県ごとの需要からどういうふうに差し引いていくか。そういったこともこの夏の段階であわせて明確化する必要があるのではないかと思っております。こういった点も次回の部会で具体的にお諮りをしたいと思っております。

以上が検証結果の整理の案でございます。

次に資料1-2をごらんいただければと思います。こちらは、タイトルにありますように、第3回（5月30日）、前々回の検証検討会で委員から出された意見に対して、国としてこういう対処方針を考えているというものを整理したものです。表紙をおめくりいただくとわかりますように、資料の構成としては、左側に出された主な意見、右側に国としての今後の対応方針が書いてございます。

1ページは、左側に5点ほどの意見が書いてありますが、まとめて言えば、特に地方公共団体の委員から、新システムへの移行準備のために、早く移行の判断をして、具体的な中身を示してほしいという御意見です。

これに対して今後の対応方針ですが、先ほど申し上げたように次回には取りまとめを行いたいと考えております。その場合、枠囲いの中にありますが、先ほど御説明したように、移行するということにした場合には、その中身として、19年以降のルールは6中4とするのかどうか。需要見通しのウエイトは我々は10割を考えておりますので、そういうルールとして採用する。あるいは、その年の需要見通しを上回って生産された数量を都道府県の需要から差し引いて考えるべきではないか。こういった点もあわせてルールとして決めたいと思っております。

2ページですが、生産調整の実効性確保に関する御意見でございます。1点目は、法人

協会の委員から、目標数量の配分に当たって担い手への傾斜配分を強化する必要があるのではないかと。

右側の対応方針ですが、一つ目は、これまでの経緯として、地域段階での一律的な手法をやめて担い手への重点配分や販売先の開拓努力の反映は進んできておりますが、まだ一律的な配分が多いという状況もございます。二つ目として、いずれにしても地域協議会での議論が重要ですので、原則として国の農政事務所もオブザーバーとして必ず参加するという形にして、地域の方針が担い手の育成・確保に進むように指導をしていきたいと考えております。

二つ目の意見として、過去長い間にわたって生産調整に協力してこなかった生産者がいる中で、そういう人をどういうふうに参加させるのかという根本的な問題があり、そういう人の存在が米価下落の要因になっているのではないかと。

これに対しましては、局地的なことよりも全体を大きく見ますと、今の米の潜在的な需要ギャップからすれば、仮に需給調整を実施しなければ100～200万トンを超えて上回る過剰生産が直ちに出てくる。そういう意味では、現在の取り組みが米の需給と価格の安定に寄与していることは間違いのないと思います。こういう中で、さらに需給環境を改善するために生産調整への参加者をどう拡大するか。それは重要な論点としてあると思っております。

このため、①、②、③といたしまして、先ほど申し上げましたように、品目横断的安定対策の導入を受けるためには生産調整の実施が実質的な要件と考えておりますが、この導入とあわせて生産調整への参加者を拡大していく。あるいは、地域水田農業ビジョンにリストアップされている担い手を認定農業者へ誘導する。誘導するということは生産調整を実質的にやってもらうということになります。また、生産調整方針作成者を実効ある形で協議会に参加してもらう。意見はきちんと聞くかわりに、生産調整もきちんとやっていただくということを進めております。

3 ページです。こういう形で行政と生産調整方針作成者である農業者団体、特に J A、あるいは生産調整方針作成者を構成員とする団体、例えば法人協会等も検証検討会の場で生産調整方針の作成拡大に組織として取り組むというふうに言っていると思いますので、そういう団体とも協力をして生産調整の取り組みを拡大していく必要がある。

その次のポツですが、なぜ新しいシステムに移行するかと言えば、今やっている目標数量の配分も、行政がこれを行っている限り、その配分を守ったのか守らなかったのかとい

う点に焦点が当たりがちで、そこからさらに踏み込んで、やっていない人とやっている人の間で話し合いをして、地域として水田農業の構造がどうあるべきかというところまではなかなか進まないのではないか。だから、システムを切りかえる必要があるのではないかというふうに考えております。

なお、最後のポツですが、生産調整の実効性確保のために、19年産以降の産地づくり対策等、需給のためには生産調整の実施を引き続き要件化しておく考えであります。

次の御意見は担い手サイドからで、助成金を受けずに自立して経営しているのだから、目標数量を守らないからといって認定農業者の要件に合わないとする運用は問題ではないかと。ただ、これにつきましては、従来から、認定農業者である以上、農用地の効率的かつ総合的な利用を図ることは生産調整にもきちんと取り組んでいただいている意味だということで運用してきております。現場にもそういう周知を図ってきておりますので、認定農業者である以上、生産調整の実施は必要な要件と考えております。

他方、先ほど申し上げようように地域協議会に農政事務所が参画して、担い手の育成・確保に資するよう指導していくということはやっていきたいと思っております。

次に国と地方公共団体の関与ですが、行政の関与が不可欠、特に市町村の関与が不可欠だという御指摘がありました。これについては、3ページから4ページにかけて説明が書いてありますが、先ほど国・都道府県・市町村の役割を御説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

4ページの真ん中あたりですが、今後、JAが主体的にやることになるのと、個々の農業者の水稲作付面積等、農地関連の個人情報が必要になるけれども、個人情報保護法の関係で問題が生じないかという御意見でございます。これにつきましては、現在、水田台帳等の情報は市町村なりJA以外の機関が保有しております。例えば、市町村の個人情報保護法の条例がありまして、一定の手続、例えば審議会へ諮問をすることなどで、個々の個人の同意を得ることなく、公共的な目的のためならJA等の関係者にそういった個人情報を提供できるという手続きがございますので、そういったものも活用しながら現場として実態的に必要な情報が共有できるように指導・周知をしていきたいと考えております。

次の意見ですが、小規模の稲作経営の場合はコストがかかるので、そういう情報も提供して、地域での集落営農なり担い手の育成・確保を進めるべきではないかということでございます。これにつきましては、我々は品目横断対策の推進用に通称「雪だるまパンフ」

といったものもつくっております。その中で具体的な数字を示して、個別の小規模な経営から集落営農に移行すると所得や労働時間の面で大幅なメリットがあるというような情報も提供しておりますので、こういった情報提供はさらに積極的にやっていきたいと思っております。また、4ページが一番下ですが、地域段階でも県の普及改良センターや農業委員会等もそういった指導に当たることを考えております。

5ページです。御意見としては、担い手に配慮した目標数量の配分もいいけれども、それ以外にも農業者の創意工夫を生かすような仕組みを考える必要があるのではないかと。右側の上の二つは先ほどから御説明している農政事務所も参加して担い手に配慮した指導を行うという点ですが、三つ目として加工米という取り組みもございます。これは、米ですが、転作扱いにする。3行目にありますように、地産地消の観点から農業者と地域の例えば米菓メーカー等が結びついて加工米をつくっている。それを農政事務所が主食用の米ではないということで認定するようなことも徐々に出てきておりますので、こういったことをさらに助長していくことも創意工夫を生かす手段ではないかと思っております。

次に地域協議会の運営ですが、先ほど来申し上げているように、農政事務所も地域協議会にはオブザーバーとして必ず参加するようなことで指導していきたいということです。

6ページですが、その際、特に担い手の意見が地域協議会で反映されるような運営のあり方を具体的に示すべきではないかという御意見です。右側の上から二つ目をごらんいただきたいのですが、確かに地域協議会は年2～3回開催されるケースが多いわけですが、それだけではなくて、今後のあり方としては、主要なメンバーが集まっての幹事会を設置するなり、生産調整方針作成者が多数の場合はその意見を取りまとめる部会を設置するといったことも指導していきたいと考えております。

次が新システムのもとでの需要量に関する情報の算定ルールに関することです。意見としては、先ほど御説明したように18年産において需要見通しを超えた過剰生産分を該当する都道府県から直接引く、いわゆる生引きとも言われていますが、そういうやり方をするということについて大変な議論があり、それを引き続きルールとして簡単に盛り込めるのか、またそういうやり方をした結果として実効が上がっているのかという御意見がありました。

他方、需要見通しの算定といっても完全なものなかなか難しいので、一定のルールの中で算定していく以外にはないのではないかと。

右側ですが、最初の三つは経緯です。需要のウェイトを9割まで高めてきて、10割を目指している。それから、データのとり方は、18年産は6中4でやった。いずれにしても、

三つ目のポツの真ん中あたりからですが、19年産以降は、この6中4をどうするか。変えないルールとして設定したいと考えております。

それから、6ページが一番下ですが、先ほど申し上げた生引きの件については、豊作による過剰生産分と生産調整の取り組みが十分でないことによる過剰生産分と両方ありまして、18年産はその両方に該当する都道府県への配分数量から削減したところですが、ただ、7ページの頭にありますように、理屈からいえば、それらはいずれも該当する都道府県の需要見通しを超えた生産であり、在庫として翌年の販売に持ち越される可能性があるという点では同じ性格のものであるので、同様に扱うことが最も自然ではないかと考えております。

また、18年産の配分に当たって最終的にこういうやり方を採用しましたのは、都道府県ごとにこれだけの数量がオーバーしているということを端的に産地に伝え、そしてその過剰分を他の産地に散らさないという意味で公平だろうと考えたものですので、そういう採用した経緯も踏まえる必要があるのではないかと考えております。

最後に国の支援措置の関係です。1点目は、今後国の支援策が担い手にシフトしていくと、担い手以外のメリットが少なくなって生産調整に支障が出るのではないかと。ここは、右側にも書いてありますが、昨年決めた19年度以降の米政策の支援策の中でも当面の措置として19、20、21年度の間は担い手以外の人のための米価下落対策を盛り込んでいますので、これを使って担い手への移行をさらに進めていく必要があると考えています。

2点目は、生産調整の実施と品目横断対策をリンクさせるべきだと。先ほどと逆の意見ですが、先ほど申し上げたように、ここは実質的な要件として、実質的にリンクしているということで指導しています。

3点目は、生産調整に参加していない生産者の米が出来秋に早く出回る結果、出回りの遅い地域が影響を受けるので、出回りの遅い地域の売れ残った米の在庫対策が必要ではないかという御指摘もありました。これは後で図によって補足的に御説明しますが、九州の早期米を除けば、関東の一部で確かに8月末ぐらいからお米が出回り始めますが、東北の遅いところでもその1カ月後ぐらいには出荷が始まりますので、それ以降の11カ月ぐらいの間は全国のいろいろな銘柄が並行して市場に出回っており、販売機会はあるわけですし、また、卸業者も出来秋にまとめ買いをしているわけではないので、翌年の端境期に向けても需要は平準的にございます。具体的には、16年産の場合も17年の出来秋に向けての卸業者の目立った在庫持ち越しはなく、需給はほぼ均衡したところですが、そういう意味

では、16年産の6月末に比較的在庫が多かった北海道や東北などの米も7月以降順次販売されたものと考えております。なお、16年産と17年産にあつては、4月～6月の入札で価格が上がっている銘柄が非常に多くなっております。

8ページですが、このように全国各地の産地銘柄が並行して流通している11カ月以上の間に産地銘柄ごとの需給はそれぞれの販売戦略に応じて変わるので、特定の地域の米が在庫として翌年に残るという固定的な考えに基づいて産地銘柄ごとの需給を考える必然性はないのではないかと考えております。したがって、19年産以降の需給調整の円滑な実施のためには、一つには産地ごとの需給状況、在庫がどれだけあるかということもできる限り客観的・透明性をもって示して、翌年産の生産をどう調整したらよいかということを知らせる。その上で、生産段階での作付調整を的確に実施する。いわば春先の対策で処理すべきで、できてしまった米はなくなるわけですから、在庫対策は需給調整にあまり寄与しないのではないかと考えております。

最後に集荷円滑化対策の実効性確保が必要という御意見でございます。17年産については、北海道で取り組みが充実していたこともあり、ほぼ見込みどおりの実施になっております。さらに都府県での加入状況が少ないこともありますので、右の①から③にありますように、集荷円滑化対策への参加が生産調整のメリット措置を受けるための要件であり、区分出荷をしなければ翌年の目標数量が減量される。さらに、③ですが、18年度の加入状況を19年度以降の産地づくり対策などの県別配分に反映するというところで、さらなる加入促進を図っているところです。

それに加えて、最後の部分ですが、17年産ないし18年産の区分出荷については、拠出金を使った残額は生産者に戻すという運用改善を既にアナウンスしておりますので、これも加入促進に役立てていきたいと思っております。

最後の2ページですが、左側のページの（別紙1）は先ほど申し上げた「雪だるまパンフ」の中から、個々の小規模な経営をばらばらでやっているよりも集落営農にした方が所得あるいは労働時間で大幅な改善になるという一つの事例を示したものです。

右側の（別紙2）は、先ほどの説明の補足になりますが、一番上は、17年産米について、旧制度のもとでの登録卸売業者の在庫数量の推移です。要するに、出来秋の9月から11月ごろにかけて特にまとめ買いをして在庫を増やしているような状況ではないということを示すためのものです。

2番目は出回りの時期についてでありまして、例えば関東の一部では8月末ぐらいから

出てくるわけですが、一番遅い東北でも9月末ぐらいから出回りが開始しているという点でございます。

一番下は16年産と17年産のセンター価格の推移です、上が16年産、下が17年産になっておりまして、一番右を見ていただくと、4月、5月、6月の入札では全体平均価格も上がってきておりますし、16年産の場合は上場された銘柄の中のほとんどの銘柄で、17年産も数多くの銘柄で価格が上昇している。したがって、端境期において産地銘柄ごとに供給が薄くなれば当然価格も上がるという反応が出ているということでございます。

そのほか、お手元にどういう資料があるかということだけ簡単に申し上げますと、資料2-1は、タイトルにありますように、5月30日の検証検討会にお示ししたものです。中はかなりデータ分析的なものになっておりまして、3月の食糧部会でお示ししたのも、また本日最初に備考欄でポイントとして示したようなデータになっております。

一つだけ、こういう資料も入っているということで申し上げますと、17ページから22ページにかけて事例が12書いてございます。ここでは個別の御説明はしませんが、例えば17ページは今まで地域協議会に参加していなかった大規模農業者が地域協議会に参加するようになったとか、あるいは18ページ~19ページは今まで生産調整に参加していなかった農業者が生産調整に参加するようになった、そのきっかけとして品目横断対策への加入、あるいは地域の農協や地方事務所の働きかけで大規模農家が参加するようになったという事例でございますので、またお時間があるときにごらんいただければと思います。後の御議論の中で必要であれば、また御説明をさせていただきたいと思っております。

それから、資料2-2も5月30日の検証検討会で配付した資料でございまして、新しい需給調整システムの内容について都道府県・市町村を含めいろいろなところから質問がありますので、それに対する役所の考え方をQ&Aのような形で整理したものでございまして、これも都道府県なり現場に事前の情報としてお示ししているものでございますので、参考までに配付させていただきます。

説明は以上です。

○八木部会長 それでは、生源寺委員、お願いします。

○生源寺委員 私の方からは、5月30日、6月26日、つまり第3回と第4回の検証検討会の議論の概要について御報告を申し上げたいと思います。ただ、5月30日の議論の概要につきましても、ただいま高橋課長の方から資料1-2の説明の中で主要な意見として御紹介されておりますので、ここでは6月26日の議論の方を中心に御報告申し上げたいと思

ます。

6月26日にも5月30日と同様の意見が幾つか出されたわけですが、そのほかの御意見といたしまして、22年度のあるべき姿への移行期にあることを踏まえた政府としての支援措置を担保するような、そういう取りまとめとすることがあるのではないかと。あるいは、18年産米の生産調整の実施状況を見きわめるべきではないかと。あるいは、JAごとに取り組みの程度に違いがあり、そのあたりを一律に考えると政策の実効性に支障を生じないかといった御意見がございました。

また、このほか、生産者に対する流通価格等に関する情報提供の強化、また透明性の確保が必要であるという御意見。あるいは、移行に向け種々の心配はあるかもしれないが、移行自体をおくらせるというような判断にはならないのではないかとという御意見。また、新たなシステムのあり方、特に地域協議会のあり方、地方農政事務所の関与の仕方について早く具体的に示し、現場の準備が進むようにすべきであるという御意見。さらに、役所の資料の中でも御指摘があるわけですが、構造政策の推進を通じて需給調整を進めることが必要である。こういった御意見が出されたわけでございます。

以下、資料1-1の「検証結果の整理（案）」の扱いについて一言申し上げておきたいと思えます。

6月26日の検証検討会では、役所側から関連資料等の分析に基づいた整理として、この「検証結果の整理（案）」の提示があったわけでございます。そして今御紹介いたしましたような議論の中で一応一つの区切りが行われたものと判断しております。ただ、26日の議論の中でさらに論点が深まった部分もございます。また、委員からさまざまな御指摘もいただいておりますので、必要に応じて表現の適正化等を行うこともあり得ると考えております。

冒頭に御紹介がございましたように、今後、7月31日に予定されております検証検討会におきましては、19年度以降の米政策改革推進対策の詳細のあり方について役所の方から可能な限りの説明がなされるということでございます。したがって、次回の検証検討会においては、その可能な限りの説明を踏まえた上で19年産からの新たな需給調整システムへの移行の判断について取りまとめを行ってはどうかと考えております。

ということでございますので、資料1-1の「検証結果の整理（案）」は「（案）」という部分を付した形で本日の食糧部会にもお示し、役所の方から御説明いただいたところでございます。

以上、議論の概要と、特に「検証結果の整理（案）」の資料の扱いについて御報告申し上げます。

○八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問・御意見等をいただければと思います。どうぞ御自由に御発言ください。なお、発言される場合には、先ほど事務局から説明がありましたように、緑のボタンを押して、ランプがついたことを確認してから御発言いただければと思います。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 一つだけ教えてください。

資料1 - 1の4ページ、論点⑦のところですが、備考欄の「JAが作成する生産調整方針について、」云々のところで「認定」とあるのですが、この認定というのはどういう意味なのでしょう。

○高橋計画課長 生産調整というのは食糧法の中に書かれています。今、生産調整方針をつくっている人は全国トータルで2000弱いるわけですが、これは農林水産大臣が認定するという仕組みになっています。要するに、法律の言葉で言うと「生産調整方針作成者」、実態はJAだったり他の集荷業者だったり個々の大規模農家だったりするわけですが、それが2000ぐらいつくって、こういうことで生産調整をやりますと。それは、仕組み上、大臣が認定しているので、この「認定」というのは、方針の認定は19年産以降も引き続き国がやってまいりますという意味でございます。

○大木委員 要は、権限を残すような形になるんですか。

○高橋計画課長 そういことです。法律上も国はそういう権限・役割を持っていますし、19年産以降、団体主導のものになっても……。逆に言えば、今の法律はある意味19年産以降の仕組みも先に取り込んでつくってありまして、生産調整方針をつくってきちっとやるのが主体的な取り組み、需給調整であると。ただ、それは国の米の全体需給にもかかわることなので、中身が適正かどうかというのは国の仕事とするということですが、そこを先取りをした形で法律上書いてあるということでございます。

○大木委員 もう決まっているからあれなんでしょうけれども、もしそれを認定しなかったらどういうことになるんですか。そういうことはあり得ないと。

○高橋計画課長 法律上の需給調整というのは、生産者の主体的な取り組み、自主的な取り組みを旨として、国や地方公共団体はこれを支援する立場に立つということが法律に明

確に書いてございます。それはあくまでも側面支援という形ではあるのですが、米の全体需給にもかかわることなので、直接国がきちっとできていますねということを確認するようにはしております。

○大木委員 わかりました。

19年産から任せたら認定なんかしなくてもいいのではないかというふうに思ってしまったものですから、どういう意味を持つのかなということがよくわからなかったんですが、ありがとうございました。

○八木部会長 加倉井委員、どうぞ。

○加倉井委員 最初に申し上げておきますけれども、私はこのシステムのねらいは大賛成だし、移行についても大賛成なのですが、どの程度検証されたかということではちょっと御質問したいところがあります。それは、資料2-1には優良事例が非常にたくさんあるのですが、不良事例がないんです。私どもが現場を歩いていると、不良事例をいろいろと聞くわけですが、そっちはちゃんと議論なされたのか。

具体的に言いますと、農家の方というのは非常に優秀な、自分で一生懸命に規模拡大の努力をしている方がいらっしゃるわけです。例えば瀬戸内であれば、「出作」と言いまして、別の島へ行ったり他の市町村へ行ったり、必死になって規模を拡大して、この時代に何とか生きようとしてやってきた人がいるわけですよ。ところが、今度の集落営農などですと地域集団みたいになってしまうので、簡単に言うと土地を引き剥がされるということがあります。

もう一つは、集落は話し合いでまとめていくのだけれども、話し合いといってもそう簡単なものではなくて、そこにある程度の強制力みたいなものが働いてしまう。例えばある人は、“おまえはJAから金を借りているのではないか、それなら言うことを聞け”みたいな、そういう圧力をかけられたという話がある。これは、ちょっと違うのではないか。そういう要素がある。

もう一つだけ言います。これは資格を剥がされる。「貸し剥がし」とか、いろいろな言い方があるのですが、資格を剥がされるというのはどういうことかと言いますと、認定農業者になりますと、公庫からの融資に国からの助成がつく、要するに借金の利子が安くなるんです。ところが、“おまえは言うことを聞かないので認定農業者を外す”とか、あるいは“生産調整をやらないから認定農業者を外すぞ”というふうに言われると、どういうことになるか。要するに、おまえの借りている金は利子が2%上がるよと。脅迫と言って

は何ですが、そういう要素があるわけです。こういう不良事例があちこちであるので、そういうことをちゃんと検証なさったのかどうか。あるいは、それをどうお考えになっていくのか。その辺を聞きたいのです。

○高橋計画課長　まず、土地を取られてしまうとといいますか、検証検討会の場でも貸し剥がしというような問題提起がありました。それは法人協会の方からの問題提起ですが、法人協会の方でも一定の現状調査・分析をされていまして、最初に御発言があったときは全体の6割ぐらいの回答者が不安を持っているというお話だったのですが、もっと精査しますということで法人協会の方で引き取られています。その後、また調べた結果、今度は何割とかいう話ではなくて、幾つかの事例として実際にそういうこともあったということで御紹介がありました。

最終的には需給調整も構造政策と一体的に進めていくべきことですが、構造政策の担当部局の方で、地域としてだれを担い手にするか。担い手がいるところは担い手がまず中心になるべきだけれども、いないところの対応として集落営農というものを考えている。ただ、その過程の中で現にそういう問題も起きているので、例えば110番窓口を設けるなどの対応を役所の方でも検討するというところで、引き取る形になっております。そういう議論もございましたということをご報告させていただきます。

もう一つ、現場で意見を言うのはいろいろなしがらみがあってなかなか難しいという点についても、我々もそういう認識を持っていますし、検証検討会の場だけではなく、現場で個別の農家が自分の言いたいことを言うのはなかなか大変なのだというお話も伺っています。

それに対して二つ、今日御説明したことの意味は、地域協議会にきちっと参画できるようにするというのは、まず発言の場をちゃんとつくるということで、今まで地域協議会を運営してきた人たちにもそこは受け入れてもらうように、システムとして国の方も指導するということです。ただ、それでも、みんながその場に行ったはいいけれども、なかなか発言しづらいケースもあるだろうから、例えば幹事会や部会をつくって実質的にもっと議論をしやすくするとか、あるいは国の地方農政事務所を参画させるということは何度も申し上げましたが、地元に行くと、まだ農政事務所の方が地域のしがらみがなくて中立的・客観的な意見を言えるという期待を持っていただいているところもあるので、国の農政事務所もそういう役割を担っていこうということで、御指摘のあったような点について少しでも対応できるように考えているところです。

○八木部会長 竹内委員、どうぞ。その後、立花委員をお願いします。

○竹内委員 私もこの検証検討会に参加してまいりましたが、稲作転換の30年ぐらいの歴史の中では、今までの経験からすると、私はこの検証は画期的だったなど。画期的だったという印象を持つ理由は二つありまして、そもそも稲作転換というものはだれのために何の目的でやるのか、そういう基本論のところからこの議論が始まった。そして、御承知のように本来の形である生産者の利益のために生産者が主導的にやるという総論のおおむねの方向感覚が出て、そしていよいよ全体の農政改革と一緒に進んでいこうというときに、この難しさということを見ると、諸条件をよくチェックしておいた方がいいよと。では、そのチェックをしましょうということやってきたわけですから、そういう意味で基本論に立ち返ったこと。それから、これだけ丁寧に検証したのは担い手の歴史で恐らく初めてだろうと思うのです。そういう意味で、私は農水省の事務方は分析をよくおやりになったなど評価したいわけです。

しかし、依然として稲転の問題の難しさがあり、総論で言うほど安易に理想状態に行こうというのは非常に難しいということ相変わらず感じるわけです。それは、お名前を出して申しわけありませんが、例えば今の大木さんの質問のやりとりにもあらわれていると思うのです。法律ですから法律なりの考え方がきちっとあるわけで、今は非常に簡単に御説明されたので、もう少し御説明をしたいというお気持ちがあるかと思いますが、国の権限が残っているから認定されたということではないのではないか。国・公共団体の役割は、助言と指導、バックアップですね。生産者が主体的にやるわけですから、国に権限があって、国の権限に基づいて認定する、認可する、許可するというものではないだろうと基本的に思います。

ただし他方で、認定農業者もそうですし、この問題は地域の問題、地域の農業の問題もちろん密接に結びついていますし、構造問題とも結びつき、あるいは並行してやっていくことが適切であるということですので、両方とも国の施策とつながっていますね。したがって、今は「認定」という法律の言葉を使ったので「認定」という言葉を使うべきなのでしょうが、かかわりあいがある。利害関係がある。したがって、国としても異論がないといえますか、いいんじゃないですか、しっかりやってくださいよ、バックアップもしますよということだと思うのです。ですから、少し気持ちがついていかないところがあるのは、国に権限が残っているから権限を行使とするのだというものではないのではないか。そういうことだと、そもそも論からして、まだまだ努力を要するなという感じがします。

それから、加倉井さんがおっしゃった問題は非常に難しく、これは稲転の歴史の中でもいつも持っている基本的な矛盾ですね。つまり、強制力とは何ぞや。集団的な共同の生産調整、つまり供給削減ですから、要するにカルテルですね。カルテルであって、これは公共的にも認められるものである、必要があるということになっているわけですが、カルテルの難しさはカルテル破りです。カルテル破りの場合には、破った人はメリットがあるけれども、破った人以外はデメリットがあるんです。そういう難しさがある。したがって、いろいろな仕組みでこれは必要であるということですから、目的を達成するような地域協議会なり運動なり説得なり協力なり、そういうものを組み合わせながらやっているわけです。そのときに、どういう手法が間違った事例といたしますか、適切でなくて、どういうものがいいのだということのあらかじめの線引きは難しいので、結局、関係者の良識という大枠の中でやっていくことになる。

そういう意味で、農業の問題はもちろん基本は市場ですけれども、地域の問題その他社会的な問題、みんな関係がありますから、そういうことも含めて大事な米の調整を農業者主導でやっていこうと。そういう大枠の中で良識的に解決されていく以外にないといえますか、ここの仕分けは非常に難しい。そういう難しい問題について、根本の発想を変えて本来の生産者主導のもとでやっていこう、それにパブリック面はバックアップしていこうと。特に地域の問題、したがって協議会、あるいは市町村、そういうところが大事だと。マクロの需給状況のデータは、国、ナショナルセンターでよくフォローしていただいて情報提供をしていただく。個々の問題は地域で協力してやっていただく。そういうことがいよいよ始まる。その直前に来てこれだけの検証が行われた。

繰り返しになりますが、この検証結果はすべて全く心配がないということではありません。いろいろ心配が残っています。これからそれを大枠の中でやっていただく。あるいは、いろいろな分野でそれを検証していただく。しかし、この状況が各項目とも100点でないからといって、ディレイするような性格のものではない。そこまで来ているというのが認識かなと思いました。

ちょっと感想です。

○立花委員 私、3カ月ぶりなものですから、竹内さんと違ってなかなかキャッチアップできなくて申しわけないと思っているのですが、加倉井さんがおっしゃったとおり、あるいは竹内さんがおっしゃったことに私も共感する面があるわけですが、検証する場合に一つの大きなメルクマールは、やはり担い手の問題が一つあるのかなと思って、私は冒頭御

説明いただいた資料1-1の論点⑥、「水田農業の構造改革が推進され得るのか」という指摘に着目しているわけです。バックデータを忘れてしまったのであれですけども、基本的に品目横断の継承とか安定対策については、認定農業者、あるいは一定規模以上の集落営農ということですが、論点⑥の一番右端に「地域水田農業ビジョンに位置づけられた担い手数は266,833」と書いてありまして、その内訳として「認定農業者 116,378」と書いてありますね。ちょっと時計の針を元に戻すようなことかもしれませんが、水田農業ビジョンに位置づけられた担い手の数と認定農業者というのは、担い手は認定農業者の候補だという位置づけなんですかね。ちょっと忘れてしまったんですが、そういう前提だとすると、ここには評価が書いてなくて、条件整備の状況のところで「着実に増加」という書き方をされているのですが、全体から見て担い手づくりの面は現段階でどういうふうに評価できるのか、検証の過程でどういう評価なのか、その辺をちょっとお教えいただきたいと思いました。

○高橋計画課長 データとしては、資料2-1を見ていただければと思います。同じような資料が30ページに出ていて、31ページも関係があるのですが、30ページの真ん中にありますように、ビジョンに位置づけられた担い手の数は認定農業者がその内数になっていますので、これは地域として認定農業者候補たり得る者も全部含めてというとらえ方で、そこは御指摘のような意味合いを持っています。

それから、認定農業者の数の増え方をどう評価するかということですが、31ページをごらんいただくと、担い手の育成・確保ということでは、一番上の枠囲いにありますように、農水省と農業団体、全中や農業会議所が入って「全国担い手育成総合支援協議会」をつくって認定農業者の増加に向けて取り組んでいます。そして目標値としては、31ページの左下に18年度の年間確保目標の数字を挙げて、例えば認定農業者であれば18年度の1年ベースでは約2万5000、そして18年度末には22万5000という数値目標を掲げています。

その成果が31ページ右上の「担い手数等の増加」の部分になりまして、18年3月末までに、22万5000という目標に対して20万842、そのうち18年度中1年間で1万8728でしたので、1年前の数字になりますけれども、18年度の目標値と比較するとそんなに遜色ないものを17年度中に達成したというふうに評価をしております。

○立花委員 ついでで恐縮ですが、それは全体の水田のどのぐらいをカバーしているのでしょうか。

○高橋計画課長 それは宿題にさせていただいてよろしいですか。

○八木部会長 では、この件に関しては後ほど資料等で……。

○立花委員 わかりました。お願いします。

○八木部会長 では、藤尾委員、どうぞ。

○藤尾委員 資料1-1の2ページの右に0～1haの人数ベースのシェアと数量ベースのシェアが載っているわけですがけれども、1ha以下が圧倒的に多いということですね。これは、日本の農業全体がこうなっているから仕方がないと言えばそうなんですけれども、早急に規模を集約化していかなければいかんということです。

そこで、非常にわかりやすい表が資料1-2の一番最後、「集落営農と小規模個別経営の比較」に出ていますけれども、これあたりを見ると生産者も考えないといかん時期に来ているのではないかと思うわけです。生産者だけが考えるのではなくて、我々としても集荷面とか流通、卸部門も流通の集約化ということを検討しないといかん。ということは、米を扱っている人すべてがこの一つ一つを解決していかないことには国際的にも負けるし、国内的にも大変なことになると思いますので、流通を含めた集約化をぜひ検討していただきたい。

以上です。

○八木部会長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 質問ですが、資料1-1の論点②、情報伝達のところで、18年2月は95%というかなり高い数字になっているのですけれども、コメ価格センターなどのものを見ると、秋田や庄内あたりはかなり売れ残っているのに、何で値段が下がらないのか、本当に個別農家までそういった情報が伝わっているのだろうかという疑問を持っているんです。先ほど中身についてはまだなかなかというようなお話もあったので、その中身で問題点として浮かび上がってきているのはどういったところがあるのか。それをカバレッジするためにグッド・プラクティスみたいなものをどんどん出していくような方策を今後おとりになるのかというのが一点です。

もう一点は、論点③で参加希望は9割であるのに現状は34%という大規模農家の地域協議会への参画状況ですがけれども、これは何がギャップを生み出しているのかという分析とか、今後どうすればいいのか。たしか資料2-2で優良事例の御紹介はあったと思うのですが、そういったところの検討はなされているのでしょうか。

○高橋計画課長 引き続き先ほど見ていただいた資料2-1の10ページをごらんいただければと思います。こういったデータは3月のときにも一部出していますので、先ほどの説

明では本当の要点だけ出しました。10ページをごらんいただきたいのですが、95%というのは600ぐらいのJAから聞き取って情報提供しているという回答があったものだけをざっくり言っていて、左側をごらんいただくと頻度や内容にかなりばらつきがあります。内容を見ていただくと、米政策関連や集荷状況は多いのですが、販売価格情報や販売先情報は少なくなっていて、国の政策がこうなっていることはあるにしても、幾らで集めるかとか、どこに幾らで売れたかということはまだ少ない。御指摘のとおり、そこは十分でないところです。

もう一つは、媒体を見ていただいても、「広報誌等紙面による」が100%で、ホームページとかメルマガによる電子媒体は7%でございます。先ほど申し上げたように米穀機構のホームページもやっているのですが、生産者はそういう電子媒体ではなくて、やはり農協の広報誌等、そういうチラシみたいなやり方でないと情報提供ができていない。そこも若干隘路があるかと思っています。

では、それをどうするかということですが、資料1 - 2の中でも若干触れたのは、例えば法人協会とか稲作経営者会議などにもお願いして、そちらのルートから情報を流してもらおうと同時に、ただ、そういうルートでは小規模生産者にはなかなか伝わりませんので、そこはまさにその上にあるJAの意識改革も必要だと思っておりますし、多少でもホームページとかメルマガ等の直接伝達できる手段をもっと見てもらえるようにできないかということでございます。

次のページに2点目の御質問の地域協議会の資料があるのですが、9割の人が参加したいというのは全国稲作経営者会議の調査結果で、左側の輪切りにした円のうち、紫の部分の「直接意見を主張したい」とか「集落座談会等に参加して主張したい」を全部足して9割ということでございます。一方、3割というのは、方針を作成している大規模農家のうち現に地域協議会に参加しているのが3割と、そういう比較になるわけです。その際、なぜそこにギャップがあるかという点については、15ページを開いていただけますでしょうか。2200ぐらいある地域協議会の標準的な構成ですが、一番下を見ていただくと、大体10～19人ぐらいの人数構成になっていて、そのうち農業者が平均的に3.8人ということですから問題は、入っている農業者がどういうことを代表しているかということかと思えます。

地域協議会の中に方針作成者を参加させたいということの意味は、通常、地域に行くと農協が一つ大きな方針をつくっていますので、その傘下に入っている農家が圧倒的に多

い。個別に方針をつくっている131の人はその外にいる大規模農家ということなので、つまり方針作成者である大規模農家が地域協議会に入るということはJAとは違った意見を持っている担い手が入ることとイコールだろうという意味で、農業者の数がどうこうということに加えて、方針作成者である農業者はどういう系統の農業者が入っているかということ改善していかなければいけない。逆に言うと、今までの隘路はそこがなかなか実現できていなかったということだと思っています。

○八木部会長 岩田委員、よろしいですか。

○岩田委員 はい。

○八木部会長 大泉委員、どうぞ。

○大泉委員 今日の御説明は、需給調整システム、米政策改革大綱をおつくりになって以来の移行をどのようにするかという際の検証として、論点①から⑦まで挙げて、その一つ一つについて検証したということでは非常によくできた検証だと私は思っております。ただ、食料・農業・農村基本法や米政策改革大綱をおつくりになったときに、市場原理を通じて構造改革をするという視点、これが果たしてこういったスキームに生きているのかどうかという観点からすると、私は大いに疑問を感じているところがございます。これは意見ですので、お答えいただかなくても結構なのですが、要するに需給調整を中心に物事を考えているというのが非常に強い。先ほどの地域協議会でも、地域の中での需給調整をきっちりすることを担保しようということが強過ぎて、そうした中には市町村を越えた担い手・大規模農家等々が入りづらくなっているのが現状ではないか。したがって、農水省としては、その人たちができるだけ入れるように配慮しようねということは今後の対策として非常によくわかるんですが、もっと考えてみると、需給調整至上主義ではなくて、もっと市場原理が見えるようにしないと、こうした大規模農家がどんどん育ってこないのではないかという気がするのです。

私の一番関心があるのは基本計画で立てた10年後の米の供給量830万トンですが、担い手がどんどん減っていくわけで、その担い手によってどの程度生産されるのか。先ほど立花委員から26万の担い手でどの程度の面積のシェアが確保されているのかという御質問がありましたが、そうしたことが少数の担い手によってシェアをどんどん拡大するという構造になるのかどうかということです。今のシステムだと、新しいシステムに移っても、なかなかそうはなり得ないような気がしてしょうがないんです。

それは、地域での縛りをかけるとか、今度の給与所得安定対策、新しい担い手対策の新

法の中でも、集落営農を大事にするのは結構ですが、そのことによって認定農業者あるいは大規模農家が伸びていくことにバイアスがかからないのではないかと。むしろ集落営農の方にバイアスがかかっているのではないかという気がするんです。そうなってくると、政策としてはドライブをかけるところのポイントが若干違ってきているような気がしてしょうがない。したがって、論点を読んでも、生産調整方針作成者、これはイコール担い手に既になっているという理解でいいだろうと思うのです。

そうすると、生産調整方針作成者をどんどん前面に出せるような仕組みを何か考えなければいけないのではないかと。その人たちが市町村を越えて規模を拡大し、シェアを拡大するようなことをもっと根本的に考えなければいけないのではないかという気がするのですが、それはどういうシステムがいいのかということが私もまだあまり見えていないので大きなことは言えないのですが、伸びていく人たちを支援するようなシステムを早急につくっていただきたいというのが意見でございます。

○八木部会長 藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 来年から始まる新しい対策では、地域の協議会のあり方によって、市町村間とか県間でかなりの差が出てくるのではないかとということが非常に懸念されます。先ほども意見があったように、大規模農家なり生産法人なり、それこそ意欲的な担い手はその協議会の中でどう位置づけられていくのか、私は地域協議会のあり方が非常に心配されます。

それから、農政事務所がオブザーバー的に参加するということが書いてありますね。構成員にはなり得ないけれども、オブザーバー的に参加する。これはどう理解していいのか、この辺のところを最初にお伺いします。

○高橋計画課長 藤岡委員は資料1 - 2をごらんになっていると思うのですが、オブザーバー的というのは5ページの一番下のポツですが、過去にも若干議論がありました。産地づくり対策というのは国の助成金ですが、その受け手、実施主体に地域協議会がなっていて、そこが補助金の使い道を決める役割も持っています。そうすると、農政事務所というのは、地域協議会に支給する産地づくり対策の執行を監督する、適正かどうかを監督する機関なので、自分が地域協議会のメンバーになって一緒に補助金の使い方を考えるのはおかしいのではないかとということで、若干形式論ですけれども、構成員とは一歩違う形、オブザーバーとしての参加というふうに整理しないとつじつまが合わないのではないかとということでございます。ここに「オブザーバーとして」と書いてあるのは、そうい

う理由です。

○藤岡委員 わかりましたけれども、そうなれば、地域の主体性といいますか、協議会のあり方といいますか、先ほどの生産調整も含めて、その地域がどういう農業形態を形成していくのかということで非常に大事な協議会になると思います。そういう意味では、協議会というスタイルでいいのかどうか。余りに拘束力のある会では問題あるかと思いますが、地域の農業の将来を決めていく、あるいはどういうものをつくってどう販売していくかという需要に絡んだところまで審議していく会であるとすれば、今後、協議会のあり方を精査していく必要がある。そこに行政なり国なりがあまり強制力を持って関与すると逆行するということがあります。先ほど来出ているような大規模な農業者とか認定農業者、方針作成者、この方々が地域の農業をリードしていけるような会になっていかないといけないのではないかと。

そういう意味では、生産調整云々というのはかなり難しい問題だと思いますが、認定農業者なり大規模農業者にいかに面的な集積をしていくのか。面的な集積をすることによって、個別で小さい農業者、今まで生産調整もやらないでやってきた人たちが、大規模な法人なり、あるいは集落営農もそうですが、そこに面積が集まることによって新たなビジョンを立てていけるのではないかという気がしていますので、生産調整を実効あるものにするには、今後、ある程度の面的な集積が非常に大事だと思います。

○八木部会長 横川委員、どうぞ。

○横川委員 今日は消費者に近い方の立場で申し上げます。先ほど藤尾委員からも話がありましたが、まず一つには、この60年間、食管法から食糧法への変化に伴って、システムをここまで変えるのはものすごいことです。私は、高く評価していいと思います。

ただ、将来の見通しとして年間830万トンという数字を見ると、そんなに食べるはずはないんです。この数十年で、お米は主食ではなくなりました。そしてこの先、間食、おかずとおかずの間に食べる時代になっていくと、恐らく700万トンも消費しなくなるだろうと思います。そうすると、マーケットの変化に対して、国や流通の変化が追いつけなくなってしまいます。ですから、いい案ですが、どれだけ早く実行するかが大切であり、でき上がった時にはまた時代遅れになってしまう、それが心配です。

もう一つは、「つくるから売れる」のではなくて、「食べるから売れる」のだというマーケットの原理を再度認識することが必要です。それをしっかり考えていただかないと、これもまた同じ結果になる。細かなことで恐縮ですが、帳合いをつけないといけないこと、清算には2年もか

かることなど、過去から持ち越してきた問題も一緒に考えていただきたい。例えば、資金がないことで小さい農家や中間農家が苦勞するのなら、資金は別のところ、資材を買う必要なく、お米を売らなくてもいいところから借りることが出来れば、もっと自由に農作物をつくることができるはずです。

今、農業現場ではお金の悩みがとても大きいのです。仕組みの中に巻き込まれてしまって自由に生産できない、あるいはものを言えなくなっていることが多いと思います。そういう意味で、前日も、国内生産や流通についてだけは自由にして欲しいと言いましたが、その意見は反映されませんでした。あえて今一度申し上げますが、日本の国内ぐらいは自由にやらないと、この問題は解決しないのではないかと思うのです。現場へ行くと山ほど問題のあることが、何も解決せずに、世の中がどんどん進んでしまっているのです。

以上です。

○八木部会長 今井委員、どうぞ。

○今井委員 私が質問したかったことを、岩田委員がさすがに上手な質問の仕方をされたなと思って聞いていました。なおその点でちょっと質問させていただきたいと思います。

資料2-1の内容のところ、情報面についてです。私は前の食糧部会でも意見を言わせていただいたのですが、情報提供といいますと、米政策関連に関しては機関誌等で知らされますが、一番下の販売先情報とか生産目標数量の設定要素については末端の生産者にはなかなか知らされません。私たちのところは集落座談会を年2回やっているのですが、そのときも販売先を知らせてほしいとか、どのくらい残っているのか、具体的に単価等を知らせてほしいということは個人的にもJAに伝えるのですが、それは何年たっても現実的になっていけませんので、この際、情報提供という面での具体的な内容を生産者に知らせるよというのを、もう少し積極的に農協の方に言っていただきたいと思います。

2点目は、生産調整方針作成者が34%しかかかわっていないのも、数からしたら全く少ない。そういう意味では、透明性の向上ということをやっているわけですから、先ほどの説明にもありましたけれども、公開できるのだということも大いにPRしていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○八木部会長 藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 資料を拝見させていただいて、米づくりの生産調整の研究会ができたのはた

しか平成14年だったと思うのですけれども、それからわずか4年の間にここに出ているような流れで大きく変わってきたのだなということを改めて思いました。その間、現場の方の努力等、いろいろなことがあると思いますけれども、生産者を中心とした生産調整という新しい軸を決めたことに確信を持って、改めてこの施策をどんどん推進していくことなのだろうなと思っています。

そもそもこの仕組み自身は、生産調整を割り振って決めるということから、メリットをいろいろ提示して、生産者自身が生産調整に主体的に参加していくことをいろいろな仕掛けとしてつくってきたと思っているんです。事前説明で伺ったときに、北海道の方は集荷安定対策が稼働して、それによって米価もちゃんと上がっていったし、その仕組みが非常にうまくいったというお話を聞いたのですけれども、施策としていろいろなことを用意して、それによって成功したということを皆さんにもっといろいろフィードバックして、改めて生産者が主体的にやっていく意義等について、もう一回、原点に立ち返って、いろいろな情報宣伝をしたらどうかと思います。生協も比較的そうですけれども、役所の方も宣伝下手といいますか、シャイなところがあるのではないかと考えているのですが、うまくいった施策は胸を張ってどんどんおっしゃってあげればいいと思います。

それから、先ほどから先生方の議論にあったように、地域協議会は大きなキーになると思っています。生協もJAさんがやられている地域水田ビジョンの審査員をやらせていただいているのですけれども、その中の優秀事例を見ると、やはり地域ごとに担い手に絞り込むところもあれば集落営農の中で活路を見出すところもあって、地域協議会をつくったというのはそれぞれの地域における実情が違う。また、状況が違うからこそ、その地域に合った取り組みをやっていこうという、そういう趣旨でやったのだと思っています。ですから、地域の中で農業を中心としてどういうものをつくっていくのか。その議論をちゃんとやっていくことが大切だろう。

ただ、JAさんの地域水田ビジョンの協議会を見ていると、応募がどうしても北海道、東北、北陸ぐらいまでで、九州が一部あるのですけれども、西日本の方はほとんど応募してこないという格好になっています。ここら辺は想像になってしまうのですが、やはり米どころということによって一生懸命考えていらっしゃって、地域づくりに悩んでいらっしゃる部分もあることと、地域協議会が生産調整の配分機能だけにとどまってしまっていて協議会としてのビジョンを掲げ切れないところが西の方に多いのかなというふうに思っています。そういう意味で、地域の中でいろいろな人たちが議論しながら農業を中心にどう考えていく

のか、そうした施策をぜひ進めていくような、推進するような施策を19年の本格稼働に向けて積極的に打っていただきたいと思っています。

以上です。

○八木部会長 ほかにございませんか。

富士委員、どうぞ。

○富士委員 資料1-1の「検証結果の整理（案）」に関しては、検証会の方でも言いましたが、現時点では検証が極めて不十分で、納得できるような内容でないと思いますが、次回にはこれまでの議論を踏まえて修正するなり政策支援のところを追加するという事なので、7月末に判断したいと思っています。

現時点でなぜ検証が不十分かというのは二つの観点からあります。一つの観点は、19年産から移行することを前提にいろいろなデータを分析しているのではないかということです。例えば資料1-1の論点①、生産調整の設定配分のところですが、ここも、創意工夫した取り組みが進展していると言っておりますけれども、66%の協議会が相変わらず一律配分しているという実態があるわけで、これなどはどういうふうに見るのかなということがあります。

それから、2ページの論点④の備考欄の下から二つ目で、生産調整未参加者だと思えますが、集荷円滑化対策非加入者のうち5ha以上層の面積のウェイトを東北、北陸で出していますけれども、3ha以上のウェイトで見ると、東北は43%が未加入、北陸は過半を超えて56%が未加入という実態になっています。そういうことから見れば、大規模層による未加入・未実施という問題をどうとらえるのかということをもう少し突っ込んで検証する必要があると思います。

3点目は、3ページ、論点⑥です。ここも先ほど担い手の数で御議論がございました。これはあくまで水田ビジョンに位置づけられた数ですけれども、一方で政府が政策的措置をしている水田農業に対する担い手経営安定対策がございます。これの加入は面積集積で18万ha、米価下落に対応する稲特に現在100万人ぐらい加盟していますが、こっちは稲特は78万ha、約80万haです。これから見ても、担い手経営安定対策に加入している割合は2割弱というのが実態なので、この辺の加入の進展状況はどう分析するのかという点が欠けています。例えばですが、そういった点でもう少しデータなりを見直してみる、分析し直してみる必要があります。

二つ目に納得できない観点は、新しい需給調整システム、いわゆる集約システム、生産

者及び生産者団体が主体的に需給調整をやっていくというシステムですが、これに19年から移行するとしたとしても、生産調整が強制できない。一方では農政の転換で担い手の育成を積極的にやっていくという取り組みをする中で、米の生産調整の実効確保をいかにうまく工夫しながら仕組んでいくかということが2番目の大きな論点ではないかと思えます。

そういう意味で、先ほども御議論がございましたが、一つは国の予算措置、税制、認定農業者制度、配分のシステム、そういう政策全体を通じて生産調整を誘導していく、そういう整合性ある体系・仕組みにする必要があります。生産調整をやらないでスーパーL資金が借りられる、補助金をもらえるということでは、生産調整への誘導ということは現場感覚では到底理解できないので、そういう限界はありますけれども、国としてそういう政策体系をシグナルとして与えることが大事ではないかと思えます。

2点目は、いろいろな政策支援策がありますが、それも新しい需給調整システムへ移行するについては課題があると思っています。その課題を克服するためには一部見直しをするなり、強化する必要があると考えております。その点は今回はなくて次回ということですので、判断できないということでもあります。

政策支援の見直し強化が必要という1点目は、絶対人口が減少していく中で米の需要も減少していきます。そういう中で、米以外の他作物へ農地を転換していく、作物をつくっていくということでもありますので、これを政策支援する産地づくり交付金をどう見直し強化していくのかということがはっきりしていないと判断できないということでもあります。

2点目は、作況100を超えた豊作分の需給バランスをどうとるかという意味では、集荷円滑化対策、生産者自らが1500円を拠出してファンドをつくり、豊作が出た場合は主食に回さないという仕組みをつくっているわけですが、先ほどありましたように豊作以外の生産調整未参加者の過剰米は結果として持ち越し在庫になるわけです。今までは幸運だったといえますか、平成15年の作況が90と大不作だったので、政府米の備蓄が吐けました。その結果、16年、17年と約2年続けて40万トンの政府買い入れがあった。需給バランスが政府買い入れによって回復したということがございますが、備蓄米が積み上がっている中では政府買い入れも限界がある。そういう中では相変わらず持ち越し在庫に対する対策を強化していくことが必要だと思っています。

3点目は、19年から新しい政策、品目横断政策に移りますけれども、その中で品目横断ならしめもつくる方向になっています。そこで今出されているのは、基準収入の9%の基金

を積んで、それで補てんをしましょうということですが、水田農業における基準収入は、米・麦・大豆を考えれば10a当たり恐らく12万とか13万で、その9%ですから、10a当たり1万2000円とか、そういう水準です。10俵とれるとして、それを米1俵あたりに割れば、1000円とか1200円。つまり、1俵1000円から1200円ぐらいの下落にしか耐えられない、担い手要件をクリアした担い手の価格下落対策にしかならないということで、生産調整の実効確保を図る仕組みがどう充実できるかという観点からも、この辺の対策の充実が必要だと思っていますので、そういう点を踏まえて次回に判断していきたいと思います。

○八木部会長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

それでは、委員の皆様からいろいろな御意見をいただきました。

新たな需給調整システムへの移行の検証に関する議論の当部会の取り扱いについては、冒頭に事務局側及び検証検討会の座長である生源寺委員から御紹介があったとおり、「検証結果の整理（案）」ということで検証検討会で一応の区切りをしたということであり、また、次回の検証検討会で19年度以降の米政策改革を推進対策についての詳細なあり方について事務局側から説明を受けた上で、検証検討会としての移行の判断についての取りまとめが行われる予定であるとのことでございます。

そのようなことでありますので、当食糧部会といたしましては、次回の部会におきまして、19年度以降の米政策改革についての推進対策の詳細なあり方について同じように事務局側から可能な限り説明を受けるとともに、次回の検証検討会における取りまとめを踏まえた事務局としての検証結果の整理について改めて諮っていただきまして、その上で食糧部会としての意見を申し上げるという段取りで進めたいと考えておりますが、このような進め方でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八木部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

その他

- ・コメ価格センターの取引ルールの見直しについて
- ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正について

○八木部会長 それでは、若干時間がオーバーしておりますけれども、引き続きまして、「コメ価格センターの取引ルールの見直し」及び「主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律の一部改正」につきまして、事務局の方から一括して報告をお願いいたします。

○高橋計画課長 それでは、お手元の参考資料2をごらんいただけますでしょうか。要点だけ簡潔に御説明いたします。

コメ価格センターのルールの見直しであります。3枚目に横長の一覧図がありますので、こちらをごらんいただけますでしょうか。前回の3月の食糧部会の際に、見直しの検討会をやって一定の取りまとめをしたというところまで報告をさせていただきました。その後、センターの運営委員会、理事会で詳細を決めまして、現在、農林水産大臣の認可の手続き中でございます。

3月に申し上げたように、取引の手法を大きく3つに分けます。一番左にあります「通年取引」という年間を通じて上場してもらうものと、その隣の「定期注文取引」、売り手ないし買い手がいつごろに幾らで何トン欲しいというものを提示して、それに対して買い手ないし売り手が応札するもの、そして三つ目は一番右の「期別取引」で、通年ではなくてスポット的に売りたいときに上場するというやり方です。

内容も含めて、ほとんどは3月のときに決まっておりました。センターで詳細を決めた部分だけ3～4点ほど申し上げますと、一番左の「通年取引」の最初の枠囲い、「端境期を含め毎週水曜日に実施」のところが、3月のときには「毎週実施」だけでしたが、水曜日にこの三つの取引を同時に毎週開催することにいたします。

それから、その下の枠囲いですが、通年の販売は販売計画の3分の1未満でも上場できるというふうに要件緩和をしておりますが、その場合は年明け以降のストップ高・ストップ安制に移行します。売り手のいわゆる指値はない。その場合のストップ高・ストップ安の範囲は、対前回は±3%ということを中心の方で決めました。

定期注文取引と期別取引については特に新しく決まったことはございません。

それから、左下の「取引条件の弾力化」ですが、センターの価格に運賃をどう織り込むかという点は、従来はセンターの業務細則で統一的に決めていましたが、それだと機動性に欠けることから、そこはセンターの規則としてあらかじめ一律には決めない。売り手ごとの申し出を受けてセンターが買い手に通知をする。売り手である全農の方でも、もっと実態に即したきめ細かな運賃を現在内部で検討しておりますので、より弾力化した、実態

に即した運賃設定をするようにしたいと思っております。

最後に、右下の取引監視委員会による監視ですが、これまでは毎月一度だったので、その都度取引監視委員会をやっておりましたが、毎週水曜日となりますとさすがに毎週取引監視委員会を開けないので、毎週のそれぞれの取引は成立させます。その上で、月に一度取引監視委員会を開いて事後的にチェックをする。事前に設定する基準に触れる案件があれば、審議の上、必要な措置として取引参加の停止や登録の抹消をするという形にいたします。ただ、その都度都度のものについては取引監視委員会ではなくて、事前の基準に照らして問題があるものがありそうであれば、事務局が買い手・売り手に事情を聞くなり、おたくの会社については一定期間モニターの対象にするということを通告するということが、毎週の取引の監視は事務局が行って取引監視委員会に報告する。そういう形に切りかえたいと思っております。

説明は以上です。

○太田食糧貿易課長 続きます、食糧法の改正につきまして御説明いたします。

今の「コメ価格センター取引ルールの見直し」の下に麦の関係で3種類ほど資料を用意させていただいております。

冒頭、局長のあいさつにありましたように、食糧法の改正につきましては、6月14日に参議院本会議で可決・成立をいたしました。簡単に経緯を御報告させていただきますと、3月17日に衆議院における審議が開始されまして、約2カ月かかりまして、5月18日、衆議院本会議で可決、参議院本会議はその後の6月14日ということで、3カ月ぐらいかかって成立をしたわけでございます。

この改正法は先週の21日に公布されまして、明年4月1日から施行ということになります。食糧法の改正に伴う政省令の改正につきましても昨日28日付けで公布をしたところでございます。こちらにつきましても法律と同時に施行されることとなります。この間、麦政策の見直しに御尽力をいただきました皆様方に御報告申し上げまして、改めて感謝をいたしたいと思っております。

なお、今回の法改正によりまして、毎年、政府が麦の需給に関する見通しを策定することになりました。こちらにつきましても、食糧法に基づいて、この審議会の皆様の御意見をちょうだいした上で定めることになっております。明年4月1日から施行になるわけでございますけれども、需給見通しだけはそれより先に策定をさせていただきたいと考えておりました、しかるべき時期にまたお諮りをさせていただきたいと思っております。

ので、よろしくお願いいたします。

それから、お手元に「図解 今後の麦政策のあり方」というパンフレットも用意させていただいております。「今後の麦政策のあり方」についてわかりやすくということで図解をしたものでございます。こちらにつきましては農林水産省のホームページにも掲載をさせていただいておりますので、参考にさせていただければと思います。

いずれにいたしましても、麦政策の見直しにつきましてはようやく政省令レベルでの大枠のものが固まりました。ただ、引き続き、細部についての具体的な詰めも残っておりますので、御協力のほど、お願いをいたします。

以上でございます。

○八木部会長 ありがとうございます。

特に御質問等はございませんか。

それでは、おおむね時間も参りました。活発な御議論、どうもありがとうございました。

最後になりましたが、本日の議事につきましては、議事録として整理し、公表することになっております。その整理につきましては私に一任願いたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○八木部会長 それでは、そのようにいたします。

次回の食糧部会につきましては7月31日の開催を予定しておりますが、詳細につきましては改めて事務局から御連絡を申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会